

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日を除く)

鳥取県告示第千二十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町福尾字下河原五七三の二、五七三の三、五七九の二、

五七九の三、字坂ノ下五八七の二、五八九の二、五九六

二(一) 保安林として指定された目的

風害の防備

二(二) 解除の理由

指定理由の消滅

二(三) 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町国信字白川二〇四の一、二〇四の二、二〇六、字下河原一八二、一九七の二

三(一) 保安林として指定された目的

潮害の防備

三(二) 解除の理由

指定理由の消滅

三(三) 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町末吉字大塚四四五の三、四四六の二、四四八の三

三(四) 保安林として指定された目的

魚つき

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十年十一月六日	尾 崎 葉 局	倉吉市上井三〇七番地

鳥取県告示第千二十八号
鳥取県告示第千二十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十年十一月十八日

告 示

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第千三十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十七年十一月二十七日 鳥取県指令受都計第六百八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市和田町字荒山及び西荒山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

協同組合米子家具流通センター

理事長 松篠重允